

府中市障害者等地域自立支援協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例(平成 27 年 3 月府中市条例第 1 号)第 9 条の規定に基づき、府中市障害者等地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。次号において「法」という。)第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者 3 人以内
- (2) 法第 51 条の 2 第 1 項に規定する指定相談支援事業者 3 人以内
- (3) 障害者又はその家族等 3 人以内
- (4) 社会福祉関係団体の構成員 4 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 5 人

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第 5 条 協議会の部会(以下この条において「部会」という。)に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。